

公 告

東広島農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案、変更理由書及び農用地利用計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、東広島市の住民は、縦覧期間満了の日までに当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。また、同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、市に対し、これを申し出ることができる。

令和7年10月3日

東広島市長 高垣廣徳



1 縦覧期間

令和7年10月4日から令和7年10月27日まで

2 縦覧場所

東広島市産業部農林水産課及び東広島市ホームページ